

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和5年6月19日

担 当	東京労働局 労働基準部 健康課
	課 長 長澤 英次
	主任労働衛生専門官 柳 多賀子
	電 話 03(3512)1616

## 職場における熱中症予防対策に係る取組について ～7月を重点取組期間として熱中症予防対策を強化します～

東京労働局（局長 辻田博）は、職場における熱中症予防対策を徹底するため、7月を重点取組期間として熱中症予防対策の取組を集中的に実施します。

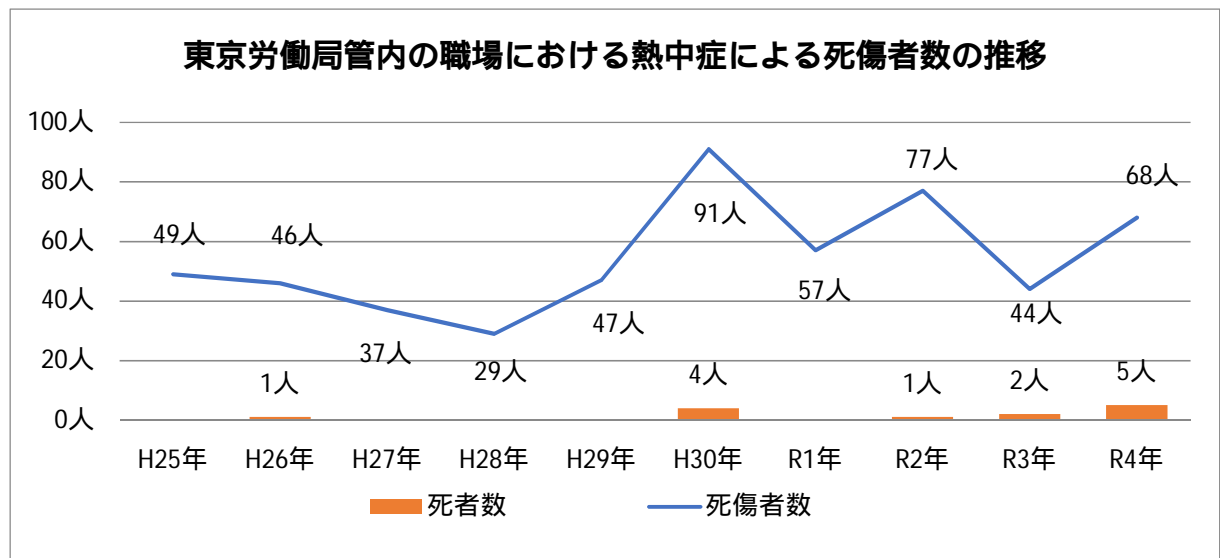
### 【東京労働局における熱中症予防対策の主な取組事項】

- 1 「職場における熱中症予防対策会議」の開催（別添資料1）  
令和5年6月21日（水）、「職場における熱中症予防対策会議」を開催します。  
会議の場において、関係団体に対して東京労働局長名の要請文書を労働基準部長より手交します。
- 2 東京労働局による安全衛生パトロールの実施  
令和5年6月27日（火）、東京労働局、建設業労働災害防止協会 東京支部合同により熱中症予防の重点対象である建設現場に対し安全衛生パトロールを実施します。  
また、令和5年7月4日（火）、東京労働局長による建設現場に対する安全衛生パトロールを実施します。
- 3 周知指導や広報活動の実施  
都内の各労働基準監督署では、重点取組期間中、熱中症予防対策についての周知指導や広報活動を集中的に実施します。
- 4 「Cool work TOKYO」ロゴマークの活用  
「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の周知及び取組機運の醸成のため、ロゴマークを作成し、期間中の取り組みの促進に活用します。



## 【熱中症による労働災害発生状況】

令和4年、東京都内の職場における熱中症による休業4日以上死傷者数は68人と、令和3年より24人(54%)増加しました。このうち死亡者は5人であり、令和3年の2人から増加しました。死亡者数としては過去10年(平成25～令和4年)でもっとも多い数値となりました。



熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐(おうと)・倦怠(けんたい)感・虚脱感、意識障害・痙攣(けいれん)・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

### 別添資料

- 1 「職場における熱中症予防対策会議」の概要等

### 参考資料

- 1 職場の「熱中症」を防ごう！
- 2 STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

## 職場における熱中症予防対策会議開催要綱

### 1 趣旨目的

令和4年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上之死傷災害は68件（前年比24件増加）発生し、うち死亡災害は5件（前年比3件増加）でした。

第13次東京労働局労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）では、計画期間中に熱中症による死亡災害を発生させないことを目標としていたところですが、記録的な猛暑となった平成30年の4件、令和2年の1件、令和3年の2件と合わせて期間中計12件の死亡災害が発生することとなりました。

令和4年も6月の終わりから7月上旬にかけての1週間（6月26日～7月2日）だけで、休業4日以上之死傷災害が24件、うち死亡災害が3件発生しました。重点取組期間の7月は梅雨明けを迎え、暑さ指数が急激に上昇し、労働者の熱への順化が不十分であることなどにより熱中症が多く発生する時期であり、各事業場における熱中症予防対策の取組の徹底が求められます。

ついては、熱中症の発生件数が多い建設業、警備業、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業等の事業者団体に御協力をいただき、会員事業場における熱中症予防対策の取組の徹底を図り、職場における熱中症による死亡災害の撲滅及び休業災害の減少を図ることを目的に開催いたします。

### 2 職場における熱中症予防対策会議出席要請関係団体(8団体)

公益社団法人東京労働基準協会連合会  
一般社団法人東京建設業協会  
公益社団法人東京ビルメンテナンス協会  
一般社団法人東京都警備業協会  
建設業労働災害防止協会東京支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会東京都支部

### 3 職場における熱中症予防対策会議開催日時等

- (1) 日時 令和5年6月21日(水) 午後1時30分から午後3時(予定)
- (2) 場所 九段第3合同庁舎11階共用会議室4(千代田区九段南1-2-1)

### 4 職場における熱中症予防対策会議の内容

- (1) 職場における熱中症予防対策の徹底についての要請
- (2) 職場における熱中症予防対策の具体的取組について
- (3) クールワークキャンペーンの取組実績と今後の計画の発表
- (4) 意見交換

東京労働局  
労働基準部 健康課 あて  
[kenkouka-toukyoukyoku@mhlw.go.jp](mailto:kenkouka-toukyoukyoku@mhlw.go.jp)

## 取材申込書

(取材日 報道機関名 取材者人数 連絡先電話番号があればメールペタ打ちで結構です)

「職場における熱中症予防対策会議」に係る取材を申し込みます

取材範囲は、4. 職場における熱中症予防対策会議の内容の(1)～(2)までになります。

取材日	令和6年6月21日(水)
報道機関名	
取材者人数	人
連絡先電話番号	

**令和5年6月20日(火)17:00 必着**



[駐車場の利用について]

当局専用の駐車場はございませんので、来所の際は公共交通機関を御利用ください。

(九段第3合同庁舎の来館者用駐車場を利用される場合、入庫から30分を過ぎると駐車料金が発生します。)

【お問合せ先】〒102-8306

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 13階

東京労働局 労働基準部 健康課 TEL 03-3512-1616

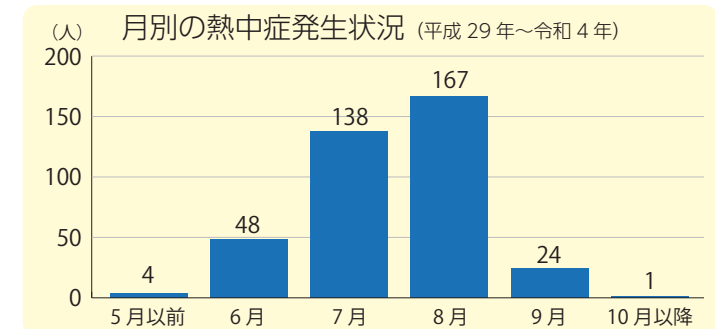
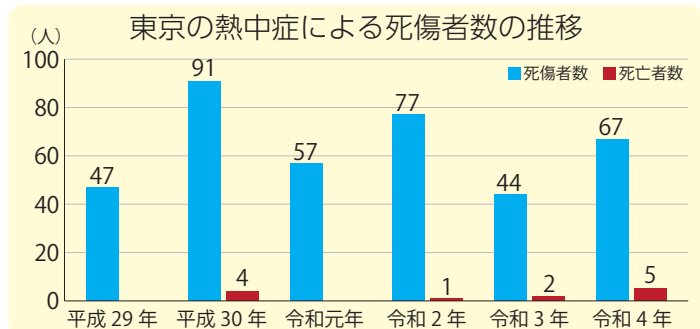
# 職場の「熱中症」を防ごう！

～本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう～

令和4年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は67件発生し、うち5件が死亡災害となっています（令和5年2月1日現在）。業種別では、警備業が24%、建設業が18%を占め、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割が7月から8月にかけて発生しており、特に、梅雨明け直後と夏休み時期明けに多く発生しています。令和4年は記録的な高温となった6月に23件（34%）が発生し、死亡災害も3件発生しました。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。



## 令和4年に発生した熱中症の発生事例（東京）

（参考）気温は、東京管区气象台（千代田区北の丸公園）の値です。

発生月時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業見込 日数等
6月15時	ビルメンテナンス業	請負先事業場でごみ収集・集積作業を行っていたところ、自力で歩けない・けいれんの症状となり、救急搬送されたもの。	34.8℃ (35.7℃)	死亡
7月11時	小売業	調理場の唐揚げを揚げる釜の近くで作業中、熱中症の症状となったもの。	28.4℃ (31.0℃)	約14日
7月17時	陸上貨物運送事業	営業所内で荷物の仕分け作業中、倦怠感・吐き気の症状となり、救急搬送されたもの。	30.7℃ (33.6℃)	約7日
8月15時	警備業	交通誘導警備中、立ってられないなどの症状となり、応急処置を行ったが改善せず、救急搬送されたもの。	35.2℃ (35.9℃)	死亡
8月17時	建設業	現場の片付け作業を行っていたが、意識を失った状態で発見されたもの。	32.5℃ (36.1℃)	約1月

## 熱中症とは

熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症が疑われます。

I度	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）	
II度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下	
III度	意識障害、小脳症状（ふらつき）、けいれん発作（ひきつけ）	



# 4月中に実施しましょう



WBGT 値（暑さ指数）の把握の準備

作業計画の策定等

設備対策・休憩場所の確保の検討

服装等の検討

教育研修の実施

労働衛生管理体制の確立

発症時・緊急時の措置の確認と周知

## 熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

### 1 作業環境管理

- JIS 規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合した WBGT 指数計により WBGT 値を測定する。
- 直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根等を設けたり、適度な通風又は冷房の設備を設ける。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設ける。
- 水分や塩分を補給するための飲料水等、身体を適度に冷やすための氷等を備え付ける。

### 2 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。（梅雨明け直後、夏休み時期明け、新規配属者に特に注意）
- 喉が渇くといった自覚症状がなくても、作業前、作業中、作業後に定期的に水分や塩分を摂取する。
- 服装は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。（身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討）

### 3 健康管理

- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢等の疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。
- 作業開始前に、朝食未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態を確認し、必要に応じ、作業の配置換え等を行う。
- 作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして健康状態を確認する。（労働者からの申出も促す）

### 4 労働衛生教育

- 労働者を高温多湿場所で作業させる場合、作業の管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の救急処置 ④熱中症の事例について、労働衛生教育を行う。

## 異常時の措置 ～少しでも異変を感じたら～

- いったん作業を離れ、休憩する
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

## 救急処置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合には、次の応急処置を行うとともに、呼びかけに応じない、返事がおかしいなど意識障害がある場合には救急隊を要請、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には医療機関へ搬送してください。



- 暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す。
- 衣類を脱がせて（緩めて）、可能な限り露出させた皮膚に水をかけ、うちわ、扇風機の風に当て、寝かせた状態では下肢を持ち上げて高くする。
- 水分と塩分の摂取を行う。

以上のことで不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。

# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン  
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

## 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**